



### 町税などの徴収猶予特例制度

新型コロナウイルスの影響により事業などに係る収入に相当の減少があった方は、1年間、町税の徴収の猶予を受けることができます。

※担保の提供は不要です。延滞金もかかりません。

#### ▶対象となる方

以下①②のいずれも満たす納税者・特別徴収義務者(個人法人の別、規模は問わず)が対象です。

①新型コロナウイルスの影響により、2月以降の任意の期間(1か月以上)において、事業などに係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。

②一時に納付し、または納入を行うことが困難であること。

(注)「一時に納付し、または納入を行うことが困難」かの判断については、少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮に入れるなど、申請される方の置かれた状況に配慮し適切に対応します。

#### ▶対象となる町税など

・令和3年1月31日(日)までに納期限が到来する町県民税、固定資産税など  
・ほぼすべての税目(証紙徴収の方法で納めるものを除く)が対象です。

#### ▶申請手続

・納期限(納期限が延長された場合は延長後の期限)までに申請が必要です。  
・申請書のほか、収入や現預金の状況が分かる資料の提出が必要ですが、提出が難しい場合は口頭によりお伺いします。

申請を希望される場合は、財政課収納対策係へご相談ください。

#### 問 財政課 収納対策係

☎934-2269 FAX933-7512

### 児童扶養手当 現況届の提出月について

児童扶養手当の現況届は、受給者の前年の所得の状況と、8月1日現在の養育の状況を毎年確認するためのものです。7月中に郵送される書類を確認のうえ提出してください。

この届を提出しない場合は、11月分以降の手当の支給を受けることができなくなるためご注意ください。

▶受付期間 8月3日(月)～8月31日(月)(8時30分～17時15分)【土日祝日を除く】

※8月25日(火)の夜間窓口は20時まで受付。

#### 問 住民課 年金手当係

☎932-1111 FAX933-7512

### 令和2年度国民年金保険料の免除申請

毎年7月は国民年金保険料免除申請(学生を除く)の年度切替月です。7月以降の免除を希望の方は申請手続きが必要です。

申請時点の2年1か月前まで遡って免除を受けることができます。

▶申請場所 住民課年金手当係(⑥番窓口)

▶必要なもの 年金手帳、印鑑(失業などの理由で免除申請される場合は、雇用保険被保険者離職票など)

※申請期間に対応する前年所得に基づき日本年金機構が審査を行いますので免除が承認されない場合があります。

#### 問・申 住民課 年金手当係

☎932-1111 FAX933-7512

### Jアラート訓練実施のお知らせ

国から配信された情報を、Jアラート(全国瞬時警報警報システム)で受信し、防災行政無線で放送します。

訓練放送のため、災害とお間違えにならないようご注意ください。

※気象や地震などの状況により中止することがあります。

▶対象地域 町内全域

▶日時 8月5日(水)11時00分

#### 問 危機管理課 防災防犯係

☎932-1111 FAX933-7512

### 敬老のお祝い

老人の日・老人週間に敬老の意を表すため、敬老祝金の贈呈を行います。

対象の方および支給額は次のとおりです。

対象の方には、振込口座申出書を郵送しています。

対象年齢	対象者生年月日
77歳	昭和18年4月2日～昭和19年4月1日
88歳	昭和7年4月2日～昭和8年4月1日
99歳	大正10年4月2日～大正11年4月1日
100歳以上	大正10年4月1日以前生まれ

※9月1日(火)現在町に住民登録がある方が対象です。

#### 問 健康福祉課 健康長寿係

☎932-1111 FAX933-7512



### 令和2年度 介護保険料決定通知書

65歳以上の方に、令和2年度の介護保険料決定通知書を7月下旬ごろに郵送します。

#### ▶納付方法

【年金から天引きの方】

年間18万円以上の老齢(退職)、障害、遺族年金を受給している方は年金から天引きです。ただし、65歳になった方、広域連合外の市町村から転入した方などは、半年～1年後に年金天引きが開始されますので、それまでは納付書や口座振替などでの納付をお願いします。

【納付書、口座振替の方】

8月から納付を開始し、来年3月まで納めていただきます。納付書の方はコンビニでの納付も可能です。

※保険料の金額は、個別の決定通知書でご確認ください。

なお、福岡県介護保険広域連合のホームページでも、保険料の試算ができます。

※保険料を滞納すると、介護サービス利用時の自己負担割合が増える場合があります。安心してサービスが利用できるように保険料は必ず納めましょう。

なお、災害や失業などやむを得ない理由で保険料の納付が困難なときは、納付猶予などが受けられることがあります。(新型コロナウイルス感染症の影響も含む)困ったときはお早めにご相談ください。

※ご不明な点は、下記問い合わせ先までお問い合わせください。

#### 問 福岡県介護保険広域連合 総務課 収納管理係

☎981-9071

この記事に関する問い合わせ

健康福祉課 健康長寿係

☎934-2243 FAX933-7512

### 特別定額給付金の申請

特別定額給付金の申請書を5月中旬に送付しています。受付期限は次のとおりです。まだ申請されていない方は、早めに申請をお願いします。

【受付期限】

8月24日(月)まで(消印有効)

#### ▶申請・問い合わせ

郵送およびオンライン申請

※郵送およびオンライン申請の重複申請はできません。

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、金融機関の口座がない方を除いて原則窓口での申請はできません。

※オンライン申請の添付不備が多くあり、支給が遅延する場合がありますので、できるだけ郵送申請をお願いします。受付期限を過ぎると、支給できませんのでお急ぎ申請ください。

#### 問 健康福祉課

☎934-2278 FAX933-7512

### 手帳(身体・療育・精神)および 自立支援医療受給者証(精神通院)をお持ちの方へ

手帳をお持ちの方で、3月1日(日)～令和3年2月28日(日)の間に有効期限を迎える方は、新型コロナウイルス感染症対応のため更新の手続き(診断書提出)が猶予される期間があります。また、自立支援医療受給者証(精神通院)をお持ちの方で同期間に有効期限を迎える方は、有効期限を自動的に一年間延長させることができます。詳しくは下記問い合わせ先へお尋ねください。

#### 問 健康福祉課 障がい・福祉係

☎934-2278 FAX933-7512

### 7月は「社会を明るくする運動」の強調月間

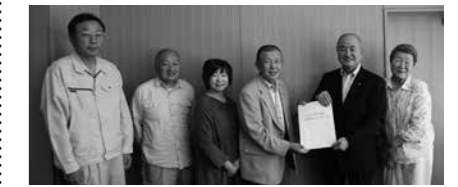
「社会を明るくする運動」は、罪を犯した人の更生について理解を深め、地域の人々が力を合わせて、犯罪や非行の無い明るい社会を築こうとする全国的な運動です。

町でも、6月26日(金)に保護司会宇美支部の青木部長が町長に「第70回社会を明るくする運動 内閣総理大臣メッセージ」の伝達を行い、町内にのぼり旗を設置しました。

青少年を有害な情報や環境から守る取り組みを行い、罪を犯した人たちが非行をした少年の立ち直りを温かい目で見守りつつ、援助の手をさしのべ、明るい社会を作りましょう。

#### 問 健康福祉課 障がい・福祉係

☎932-1111 FAX933-7512



▲内閣総理大臣メッセージ伝達を行う青木支部長と保護司の皆さん

### ～小学校入学に向けて～ 就学相談会のお知らせ

落ち着きがない、友達と遊べない、言葉が遅れている、ひらがなに興味がないなど、お子さんの小学校入学に向けて心配ごとはありませんか? 小学校で受けることができる特別な支援や、聞いてみたいことなどお気軽にご相談ください。

就学指導員と学校教育課職員が相談をお受けします。

▶日時 8月7日(金)、8月21日(金)、8月28日(金)9時～17時(1家庭1時間以内)

▶場所 うみハピネス

▶対象 来春小学1年生になるお子さんがいるご家庭

▶申込方法・期間 希望する相談日の1週間前までに、電話で申込。

#### 問 学校教育課 学校教育係

☎934-2245 FAX933-9211